

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成28年度立科町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

平成28年3月14日

立科町長 米村 匡人

## 平成28年度立科町一般廃棄物処理実施計画

### 1 計画処理実施区域

立科町全域（計画処理人口 7,617人 ・ 計画処理世帯 2,880世帯）

### 2 計画期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 3 一般廃棄物の発生量の見込み（年間）

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計		
家庭系ごみ	1,175 t	60 t	34 t	1,269 t		
事業系ごみ	375 t	0 t	0 t	375 t		
合計	1,550 t	60 t	34 t	1,644 t		
資源物	びん類	無色	茶色	その他の色	小計	
		30 t		29 t	15 t	74 t
	古紙類	新聞紙	雑誌	ダンボール	紙パック	小計
		110 t	100 t	58 t	2 t	270 t
	ペットボトル	プラスチック製容器包装		トレイ		
	15 t	69 t			4 t	
	缶類	古着類		合計		
14 t	5 t			451 t		
有害ごみ	廃乾電池	廃蛍光管（廃ライター含む）		合計		
	2 t	2 t		4 t		
生活排水 （公共下水道は除く）	し尿	浄化槽汚泥		合計		
	1,054kl	283kl		1,337 kl		

※粗大ごみ処分施設利用対象は、構成市町であり、家庭系粗大ごみとし、事業系粗大ごみは除く。

4 一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分計画

(1) 収集・運搬計画及び分別の区分等

区 分		収集運搬を行う者	排出及び収集運搬方法	搬入先	処理方法
家 庭 系 ご み	燃やすごみ	・立科町 ・排出者	・指定袋による分別排出 ・集積所方式 別に定める「環境衛生 カレンダー」による ・自己搬入	川西保健衛生施設組合 川西清掃センター (以下「川西清掃センタ ー」という。)	焼却
	生ごみ	・立科町 ・排出者		川西清掃センター	焼却
	不燃ごみ	・立科町 ・排出者		川西保健衛生施設組合 川西最終処分場 (以下「川西最終処分 場」という。)	埋立 資源化
	粗大ごみ	・立科町 ・排出者	・自己搬入 ・拠点回収方式	川西最終処分場	焼却 資源化 埋立
	適正処理困 難物	・排出者 ・立科町 (廃乾電池・廃蛍光管・ 廃ライター)	・自己搬入 ・廃乾電池・廃蛍光管・ 廃ライターは指定集積 所	販売業者 資源回収業者 処理業者	業者処理
事 業 系 ご み	燃やすごみ	・排出者 ・許可業者	・分別排出 ・自己搬入 ・許可業者へ依頼 ・集積所方式 ・指定袋による分別排出	川西清掃センター	焼却
	生ごみ			川西清掃センター	焼却
	不燃ごみ			川西最終処分場	埋立 資源化
	粗大ごみ	・排出者	・自己搬入 ・許可業者へ依頼	許可処理業者 川西最終処分場	焼却 資源化 埋立
	適正処理困 難物			販売業者 資源回収業者 処理業者	業者処理
そ の 他	犬猫等動物 死体	・立科町	・公道上で発生したもの	川西清掃センター 川西最終処分場	焼却 埋立
	不法投棄物	・投棄者 ・土地所有者 ・利害関係者	・随時 ・分別して搬入	川西清掃センター 川西最終処分場	焼却 埋立
生 活 排 水	し尿 (浄化槽汚 泥を含む)	・許可業者	・排出者による依頼	川西保健衛生施設組合 川西衛生センター	水処理 汚泥処理 臭気処理

(2) 中間処理計画

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	し尿等
処理を行う者	川西保健衛生施設組合	川西保健衛生施設組合	川西保健衛生施設組合	川西保健衛生施設組合
処理方法	焼却	埋立・資源化	破碎・埋立・資源化	水・汚泥・臭気処理
処理施設の概要 施設の名称	川西清掃センター	川西清掃センター 不燃ごみ処理施設 処理委託	川西最終処分場	川西衛生センター
所在地	佐久市望月2114 番地4	佐久市望月2114 番地4	佐久市望月2179 番地18	御市下之上1400 番地2
処理能力	20t/10h (10t:2炉)			45kl/日
処理量の見込み	1,550t/年	60t/年	34t/年	1,337kl/年
残渣量	150t/年	30t/年	30t/年	3.7t/年
処分方法	焼却 資源ごみは リサイクル	資源化 (民間事業者へ委託) 一部埋立	資源化 (民間事業者へ委託) 一部埋立	汚泥 (炭化処理)

(3) 最終処分計画 (川西保健衛生施設組合全体)

区分	内 容
処分を行う者	川西保健衛生施設組合
処分方法	埋立処分 (サンドウィッチ方式)
施設の概要 施設の名称 所在地 規 模 埋立予定期間	川西一般廃棄物最終処分場 佐久市望月2179番地18 総面積: 23,950m <sup>2</sup> 埋立容量: 39,000m <sup>3</sup> 竣工 平成5年3月 埋立予定期間 平成5年4月～平成20年3月 15年間 (当初予定) ～平成25年3月 20年間 (平成19年度5年間延長) ～平成29年3月 24年間 (平成23年度4年間延長)
処理の見込み	580t/年
残余容量	3,494m <sup>3</sup> (平成28年3月10日現在)

※ 災害防止用 (第1期土堰堤工事) が完了 (平成19年度)

※ 災害防止用 (第2期土堰堤工事) が完了 (平成23年度)

(4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく資源物及び古紙類等の分別収集と処理を行う。

区分	収集運搬を行う者	排出及び収集運搬方法等	引取先等	
家庭系	金属類 (缶)	・立科町	・スチール缶（青色コンテナへ排出） ・アルミ缶（黄色コンテナへ排出） ・集積所方式 ・パッカー車による収集運搬	川西保健衛生施設 組合から資源回収業者
		・排出者	・自己搬入	同上
	ガラス類	・立科町	・分別排出 ・無色のびん ・茶色のびん ・その他色のびん ・集積所方式 ・パッカー車による収集運搬	資源回収業者  (有)三井金属 (保管施設)
		・排出者	・自己搬入	同上
	紙製容器 (紙パック)	・立科町	・軽くゆすぎ、切り開いて、乾燥させ、束ねて「リサイクル用紙類」の日に集積所へ排出。 ・集積所方式 ・パッカー車で収集運搬	資源回収業者  (有)三井金属 (保管施設)
		・排出者	・自己搬入	同上
	廃プラスチック類 (ペットボトル)	・立科町	・リサイクルマーク「1」のみ排出 ・キャップ・ラベルを取り、ゆすいでコンテナに排出 ・集積所方式 ・パッカー車で収集運搬	資源回収業者  (有)三井金属 (保管施設)
		・排出者	・自己搬入	同上
	廃プラスチック類 (プラスチック製容器包装)	・立科町	・リサイクルマーク「プラ」を排出 ・汚れを取る（ゆすいで乾かす） ・容器包装指定袋へ入れて排出 ・集積所方式 ・パッカー車で収集運搬	資源回収業者  (有)三井金属 (保管施設)
		・排出者	・自己搬入	同上
	古紙類	・立科町 (業者委託)	・「新聞紙・チラシ」「雑誌・雑紙」「ダンボール」に分別して、十文字に束ね集積所へ排出 ・小さい雑紙は紙袋に入れて集積所へ排出 ・集積所方式 ・パッカー車で収集運搬	資源回収業者  (有)三井金属 (保管施設)
		・排出者	・自己搬入	同上
	古布類 (衣類)	・立科町	・透明袋、又は指定袋へ入れて集積所へ排出 ・集積所方式 ・パッカー車で収集運搬	資源回収業者  (有)三井金属 (保管施設)
		・排出者	・自己搬入	同上

事業系	金属類 (缶類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者</li> <li>・許可業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己搬入、分別排出</li> <li>・許可業者に依頼</li> <li>・収集運搬手数料が必要</li> <li>・排出及び収集運搬方法は家庭系と同じ</li> </ul>	資源回収業者等
	ガラス類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者</li> <li>・許可業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己搬入、分別排出</li> <li>・許可業者に依頼</li> <li>・収集運搬手数料が必要</li> <li>・排出及び収集運搬方法は家庭系と同じ</li> </ul>	資源回収業者等
	紙製容器 (紙パック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者</li> <li>・許可業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収をしている店舗</li> <li>・許可業者に依頼</li> <li>・収集運搬手数料が必要</li> <li>・排出及び収集運搬方法は家庭系と同じ</li> </ul>	資源回収業者等
	廃プラスチック類 (ペットボトル)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者</li> <li>・許可業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己搬入、分別排出</li> <li>・許可業者に依頼</li> <li>・収集運搬手数料が必要</li> <li>・排出及び収集運搬方法は家庭系と同じ</li> </ul>	資源回収業者等
	廃プラスチック類 (プラスチック製容器包装)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者</li> <li>・許可業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬手数料が必要</li> <li>・排出及び収集運搬方法は家庭系と同じ</li> </ul>	資源回収業者等
	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者</li> <li>・許可業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己責任で処理を行う。</li> <li>・許可業者に依頼</li> <li>・収集運搬手数料が必要</li> <li>・排出及び収集運搬方法は家庭系と同じ</li> </ul>	資源回収業者等

5 事業活動に伴って排出される一般廃棄物に関する事項

- (1) 事業活動に伴い排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。
- (2) 事業者は、減量化・資源化に努め分別を徹底し、次の方法により事業者自ら適正処理を図る。
  - ア 再生利用等により減量化に努めるなど自己処理を図る。
  - イ 分別をして各処理施設へ搬入する。処理手数料が必要。
  - ウ 収集運搬業等許可業者と契約し、収集運搬及び処理を委託する。収集運搬料及び処理手数料が必要。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項により、立科町による一般廃棄物の収集を必要とする場合。
  - ア 町に収集運搬及び処理を委託する場合は、許可が必要。
    - (ア) 廃棄物収集運搬手数料を納入する。
    - (イ) 各指定袋に地区名・事業所名を記入し、集積所へ排出する。
  - イ 資源物の排出
    - (ア) 金属類（スチール缶・アルミ缶）：集積所のコンテナへ排出する。
    - (イ) ガラス類（びん）：集積所のコンテナへ排出する。
    - (ウ) 紙製容器（紙パック）：集積所へ束ねて排出する。
    - (エ) 廃プラスチック類（ペットボトル）：集積所のコンテナへ排出する。
    - (オ) 廃プラスチック類（プラスチック容器包装）：集積所へ指定袋で排出する。
    - (カ) 古紙類（ペットボトル）：集積所へ束ねて排出する。

6 一般廃棄物収集運搬業等許可に関する事項

区 分	許可する取扱一般廃棄物及び条件
一般廃棄物収集運搬業	1 事業系一般廃棄物 2 町指定の集積所への運搬が困難な者の依頼に限る

7 再生利用に関する事項

- (1) 廃乾電池・廃蛍光管・廃ライター
  - 年6回収集を行い、民間事業者へ処理委託をして、金属類の再生利用を図る。
  - 廃ライターは、汚泥と混合し、焼却処理。
  - 処理量の見込み（年間） 4 t